令和８年１１月１２日
環　境　政　策　部
清　掃　管　理　課

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

１　主旨

令和９年１０月に廃棄物処理手数料の改定を行うため、令和８年第４回区議会定例会に世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改定理由

２３区の廃棄物処理手数料は、平成１７年１１月１６日区長会において４年ごとに見直すことが、また、平成２２年３月１６日区長会において手数料の算定方法および改定時期を１０月１日に設定することが了承されている。

この間、２３区共同で次期改定に向けた検討を進め、廃棄物処理原価と現行手数料の乖離（※）の解消、受益者負担の適正化および事業系一般廃棄物の削減を目的とし、２３区統一で前回改定（令和５年１０月１日）から４年を経過する令和９年１０月１日付で廃棄物処理手数料の改定を行うことが、令和８年６月１６日区長会において了承された。このことに基づき、区においても２３区統一の内容で廃棄物処理手数料の改訂を行う。

なお家庭廃棄物の臨時・多量排出時の処理手数料および粗大ごみ処理手数料の改訂については、２３区統一の改定の範囲ではなく、各区の判断において行うものであるが、区では、これまで２３区統一の廃棄物処理手数料の改定に合わせ、当該改定手数料額を基礎とした見直しを行ってきており、併せて改定を行う。

※ 乖離額７．０円／kg（令和３年度～令和６年度までの処理原価平均値より算出）

３　改定内容

（１）事業系一般廃棄物処理手数料、家庭廃棄物の臨時・多量排出時の処理手数料

		現行手数料	改定手数料	差額
１ｋｇあたりの手数料		４６．０円／ｋｇ	５３．０円／ｋｇ	７．０円／ｋｇ
有料ごみ処理券の券面額	１０ﾘｯﾄﾙ券	８７円	１００円	１３円
	２０ﾘｯﾄﾙ券	１７４円	２００円	２６円
	４５ﾘｯﾄﾙ券	３９１円	４５０円	５９円
	７０ﾘｯﾄﾙ券	６０９円	７００円	９１円

※ 有料ごみ処理券の券面額は、１ﾘｯﾄﾙあたりの重量を 0.19kg と換算して算出している
（例：10ﾘｯﾄﾙ券の場合　10ﾘｯﾄﾙ×0.19kg×　53.0 円／kg≒100 円（１円未満切捨て）

（２）粗大ごみ処理手数料

区　分	現行手数料		改定手数料		差額	
	通常料金	持込料金	通常料金	持込料金	通常料金	持込料金
１０ｋｇまで ≪布団、掃除機など≫	400 円	200 円	500 円	200 円	100 円	0 円
１０ｋｇ超～２０ｋｇまで ≪自転車(16 ｲﾝﾁ超)など≫	900 円	400 円	1,000 円	500 円	100 円	100 円
２０ｋｇ超～３０ｋｇまで ≪シングルベッドなど≫	1,300 円	600 円	1,500 円	700 円	200 円	100 円
３０ｋｇ超～５０ｋｇまで ≪ダブルベッドなど≫	2,300 円	1,100 円	2,600 円	1,300 円	300 円	200 円
５０ｋｇ超～７０ｋｇまで ≪両そで机など≫	3,200 円	1,600 円	3,700 円	1,800 円	500 円	200 円

※ 粗大ごみの処理手数料は、各品目を重量に応じて５つの区分に分類し、各区分の標準重量に廃棄物処理手数料単価を乗じて算出している。
例：10kg 以下区分　10kg×53.0 円／kg≒500 円（百円未満切捨て）

４　改定時期等

令和９年１０月１日施行
※事業系一般廃棄物：１０月１日以降の収集分について適用
※粗大ごみ：１０月１日以降の申し込み分について適用

５　歳入増加見込み（令和９年１０月から令和１０年３月までの６か月分についての試算）

事業系一般廃棄物処理手数料　　１５，９３１千円
粗大ごみ処理手数料　　５０，５５４千円
合計　　６６，４８５千円

６　有料ごみ処理券の取扱い

（１）有料ごみ処理券は、改訂後の額面による新しいデザインのものを発行し、新券の交付は令和９年１０月１日からとする。
（２）改訂時の混乱防止のため、現行有料ごみ処理券については、１０月３１日まで使用を認める経過措置を設ける。また、経過措置期間後は申請に基づき券面額を還付する。
（３）粗大ごみの処理券（Ａ券２００円、Ｂ券３００円）については、２種類の券の組み合わせにより全ての額の手数料に対応可能であり、新券の発行は行わない。

７　事業者及び区民への周知

令和８年１１月　区内関係団体（商店街連合会等）への周知
令和９年　１月　２３区共同プレス発表・区ＨＰでの周知
３月　区広報紙、ＳＮＳ等による周知
７月　有料ごみ処理券の取扱所においてポスター・チラシによる周知
９月　区広報紙、ＳＮＳ等による再周知、デジタルサイネージ等で周知
１０月　新手数料施行

８　今後のスケジュール

令和８年１２月　区議会第４回定例会へ改正条例案を提案
令和９年１０月　新手数料施行

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○世田谷区清掃・リサイクル条例

平成11年12月10日条例第52号

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例の規定（別表１の部３の項の改正規定（「3,200円」を「3,700円」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の同項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3　この条例による改正前の第56条第１項の規定により交付された有料ごみ処理券は、施行日から令和９年10月31日までの間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、当該有料ごみ処理券を添付した廃棄物につき、この条例による改正後の別表の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

別表（第54条、第57条関係）

1　廃棄物処理手数料

区分	手数料
1　１日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	１日平均10キログラムを超える量１キログラムにつき 53円
2　事業系一般廃棄物又は一	１キログラムにつき

改正前

○世田谷区清掃・リサイクル条例

平成11年12月10日条例第52号

別表（第54条、第57条関係）

1　廃棄物処理手数料

区分	手数料
1　１日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	１日平均10キログラムを超える量１キログラムにつき 46円
2　事業系一般廃棄物又は一	１キログラムにつき

改正後		改正前	
般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	53円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 100円	般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	46円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 87円
3　臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 53円 ただし、粗大ごみについては、3,700円を限度として品目別に規則で定める。	3　臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 46円 ただし、粗大ごみについては、3,200円を限度として品目別に規則で定める。
4　区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭	4　区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭
2　動物死体処理手数料 動物の死体　1頭につき　3,100円		2　動物死体処理手数料 動物の死体　1頭につき　3,100円	